

1962年6月13日(第3回目)

1. 講師並びに散会時間(午後2時～午後4時24分)

2. 応招議員は次の通りである。

議長	仲村 春勝	正義	4番	佐喜眞 慎	10番	5番	中山 騰	豊
6番	安里 勝	7番	崎 開	9番	一郎	8番	知花 正	大
9番	米須 清	10番	仲本 正重	11番	花城 浩	12番	本善	喜
12番	中里 幸助	13番	松本 利宣	14番	山本 朝徳	15番	安次富	盛
15番	天久 康雄	16番	当山 伸太郎	17番	行徳 信	18番	吉田 朝	信
18番	猪瀬 三	19番	宮里 敏行					

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により謹室説明のため出席したものは次の通りである。

村長 仲村 春勝 助役 吉屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 善喜 経済課長 沢山 実一
建設課長 斎江 良徳 木道課長 真里 将也

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 関屋 義 伊佐 正義

8. 講題日程は次の通りである。

日程第1、1961年度宜野湾村才入才出予算決算認定について

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により謹会は成立致しますので只今より本日の会議を構きます。
(午後2時00分)

議長～日程第1、議案第12号 1961年度宜野湾村才入才出決算についてを謹題と致します。

議長～監査委員の報告を求めます。

宮里～報告致します。決算はいか様に執行されたか、結果が表わされているので御ざいますが、例え確認後にあるにしても謹会で論議された予算がいかように執行されたか、無理がなかつたかどうかと云う面を考へますが、特に各款において不用額があり追加更正でふやした款が尚不用

額を出している。又予備費もありながら不用額を出したと云うことは今後執行者の問題として努力してもらいたい。特別会計の場合は多少一般会計とおもむきが變つてこうなさっていますが、實際問題として水道特別会計の方は損益計算を表わして、各々の損益が表わるとこう云う面を、もち論原価償却があつてこそ正しいあり方でないかと、この面を指摘して大いに努力してもらいたい。今各課の説明もありましたが、何んと云つても財政課は村の台所で大蔵省でありますので、代車が条例通り行かない場合は、そのしわよせがあらゆる面に表われて来ると云う面で徵稅令書の發行とか財産の維持管理の面、課税に対する賦課台帳の整備とか、これは村長の補助員である關係者の責任であると云うことであります、何んと云つても財政課の職員が少ない。外と比較した場合、倍以上の仕事の面と去年の4月から今年の3月までに家屋の増築關係が約900件もふえそれに特定の評議員が居ないと云うことで財政課の職員が行つて調べるとその為め令書がおくれたと云う様に考えられる。今後執行上の問題として、財政課の方をもつと充実する事において、すばらしい結果が生れるところを考えます。財産管理の面で講会からもこうしてやれと云われていますが、もち論財政課でも非常に努力はされますが、何んと云つてもおいつかない状態であるとの事ですが、この面は應急の變化がある。以上早急に解決してもらいたい。財産取得について、學校敷地において木だ禾契約との事でありますがあつてから講会でも講決された問題でありますし、なるべく早く解決してもらいたい。条例關係の適用と云う面におきまして、令書の發行でございますが、職員が多忙であるにもかかわらず令書の通りに近づきつつあると云うのは喜しい事であると尙一層努力して戴きたい。經濟課の方を申し上げますと、現在市場はしつ工はしているが木だ開拓はしていない。これは一例を申し上げますと、周囲の店はが木だ出来てないことと、条例の4条を適用して何んだかの形で早急に店を開いてもらいたい。共進会のありかたについて、ほとんど農家対象が主体になつているが、村の共進会をもつと幅をもたす意味で審査項目をふやすなりしたら村民が多く参加するのではないかと思うので要望を申し上げます。建設課については現在3名欠員がありますが、都計の企画としてでは人選等難しい点があつた様でありますが、講会からも都計都計とさけばれていますが、土木事業が年度末になつて施行される様であります。予算は可決して何故年度末にさつとうするかと云うことは1例を申し上げますと、財政課の問題とも関連します。即ち 令書のおくれると云う事はそれだけ予算の通遅がおくれる。又ほとんどの政府補助の内示がおそくなつて政府から内示される。これにともなう職員の欠員のため、政府の見積がとぼしいと云う事、請負業者が現在多忙であり、又落札者が居ない。又土木の利害關係、1例を申しますと真栄原の排水工事關係が直接の被害は大謝名、真志喜である。この様に利害關係がある。土木工事は一度壊れると再度にやるのは難しいのでこれ等も考慮に入れてこの様な事がない様にしてやつてもらいたい。水道課については非常に業績が上がつていると云う事は認めますが、尚

集金等の点であまりかんばしくないと云う事は使用者はほとんど仕事に出ておられます。又役所職員である以上8時から5時までと云う状態で不在の時が多いのだと、この点が集金面に難しい点もありますけれども、何んだかの方法で大きな成果をうちだすかと云うのが問題であります。最後に企画統計室について御ざいますが、何んと申しましてち、現状や課長さんの意見を伺つて見ましてもいざ去つた場合、もち論務課の管轄でございますが、あらゆる面において沢山ございますが、1例を申しあげますと市昇格の資料作りの問題で考えた場合もち論法的な資料が準備はされますが、何んと云いましても、外の資料が必要だと云つた場合、尚今後のあり方を考えた場合、企画室で計画される。その案がここで出来てどんなことがあつても、どんな大きな事業であつてもここで資料をもちづける事において各事務においても又各県の仕事においても大きな結果を見出す。市昇格にともなつて一応改革と云うこととも考えられるが早急にこの設置をやることにおいて、大きなやくになる。もう1つ直接収入役さんの下の出納員がおりますが、証ひよう關係も昨年の3・4倍もなつてゐる鹿村の納税方面もまとまつて来るし、諸帳簿關係収入關係も収入役1人でやつてゐる。類面が多いために仕事もふえると云う關係から増員あることによつて、縦密に仕事が出来ると云う事であります。以上を以つて報告を終ります。

議 長～本案に対する質疑を求めてます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時32分)

議 長～再開致します。(午後2時33分)

13番～報告の中に1般状況について村民のサービスを考えた場合、もう一人採用すべきであると、現在38名となつてゐるが、1名採用すると云うよりは、外の課より圓した方が良いと思うが、

議 長～暫休憩致します。(午後2時35分)

議 長～再開致します。(午後2時40分)

議 長～17番議員の出席を報告致します。

13番～固定資産税はそうかも知れませんが、村民税、事業税もそうなつてゐるか。

財政課長～村民税の場合は、申告だけでは全所得をつかむ顛は出来ない。稅務署の課稅が8月頃で向こうの源泉徴収簿や色々の資料がありますので9月以降になる事業税は固定資産税を賦課すると、すでに6・3年度は台帳にのせてありますが、当初予算の都合で企画も變えなければならんと云う状態でこれも書いて行かなければならんと事業

事業税の場合は、この様な固定資産もあります。これが7月頃まで統きますので条例通りやるのは困難となつていますが、大体それそれに近づきつつありますか。

村長～毎年財政課の仕事向上させるか、なんやでいる前に機動化さも立てて徴税面にも当ると云う事と課長にもよく監課の出来る様な合張を整備する。徴税においてもあまりに或時期にあつまつても困るから令書も条例通り発行する様にと云うておりますが、課長の云う様に人員不足が見受けられるので、今度2人増員する様にしている1人は徴税に、課内の人員を充分検討すれば何とか出来ると思つております。

17番～只今の1,17\$25セントの予算額をオーバーしているが、1項4目の繰用額1,625\$、何故にこれだけ消化したか。

総務課長～117\$の予算額に対し、不足したが、この方は特に60年度から新しい機構による活動が非常に活発になつたと、折衝事務とか、59年に建設課が設置され61年に本格的活動に入つたと云うふうでその他も活発になつたので、当初予算見積りがつらかつたと云う事であります。特要費の備品費であります、これは後で調査してお答えします。

8番～更正で見積られたのが当然任期から止めると云う予定であつたと思うが更正の時期がおくれたのか、実際は3月になつて区長さんが退任されて初めて更正されたと思うがその時期についてどうなつているか。

助役～今先も申しました通り、当初予算では区長の退職金は計上してなかつたが、この方を何故計上したかと云いますと、既に当初予算当時でありますとも、区長の任期が年末から年初めにかけてで1ヶ年見積もれば必ず当初予算で組むべきでしたが、当初予算では何人なるか見越していなかつた。当時は6ヶ月以上については退職金を支給するとの条例がありました、12月になつて区長の交代と云うのが出来て計上したが3月に条例が改正なつて2ヶ月以上となつて区長の任期は1ヶ月であるか、引継ぎの場合において2ヶ月を適用すると云う事になつて12月の更正では6ヶ月以上1ヶ月となつていたのが3月で5ヶ月以上引継ぎとなつたので結局は前の場合は該当者はいるが、後の場合は該当者はいなくなるとの関係で3月で予算更正すべきのが条例だけ改正したのでこうなつております。

15番～職員給で当初予算145\$の更正減となつているが繰用1,840 \$ 12セント繰用減となつているが、5名位やとえるんじやないかと思うが役場の機構で欠員などあると思うがどうしてこれだけ予算執行出来なかつたのか。

村長～9人の人替えがありますが、前の方がやめて直ぐ補充出来ない場合

村 充はしても前任者との給額が違つた場合等あつてこれだけ猶用となつたと思う。

15番～これは人替とか、東京の差でこれだけの猶用額は出ないと思うが。

8 番～固定資産評価員、これは完全に消費的経費である。お互の固定資産の評価を充分にして載いて同時に財源として表われる大事な処の質だと思う。同時に賦課の公正とも関し税の増収ともなり大事なことだと思うが。

17番～研修費について職員会の運営のために使用するのか。

総務課長～報償費は内外町の研修とか、外部的の地諱とか巡回局とかあります。この方はこちらの自主的なものですからこちらから派遣要請をしないと派遣しませんので、その場合の当然村がもたねばならない。その意味のものである。消耗品はこの研修の場合プリントを配布したりしますが、その費用である。印刷費は研修用として、特に作るための費用、職員の質の向上のためのプリントの費用である。補助金は60会計年度からありますが、職員に対するもので主に体位向上面でこの場合は中部地区とか、全島の団体等の催しがございますが、その時のユニホームやその他の体育用機具の費用があります。

17番～職員会とありますが、会を運営するために会員の負担の面があるかどうか。

総務課長～特に運営費は伴つておりません。費用が出ない様な運用をしております。この補助金は職員の中の体位向上のためのものであります

議 長～暫休願致します。(午後4時10分)

議 長～再開致します。(午後4時23分)

議 長～本案は質疑の段階において繼續審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本日の日程はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議 長～＊＊＊散会＊＊＊(午後4時24分)